二　本人又はその同居人が法第三十四条の二十第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合　本人	三　本人又はその同居人が法第三十四条の二十第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合　本人
三　（略）	四　（略）
②　（略）	②　（略）

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（養親希望者による養子縁組のあっせんの申込み等）	（養親希望者による養子縁組のあっせんの申込み等）
第十条　法第二十四条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第十条**　法第二十四条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　法第二十六条第四号の研修（次項第四号及び第十二条において「養親希望者研修」という。）を修了した年月日又は修了する見込みの年月日	四　法第二十六条第五号の研修（次項第四号及び第十二条において「養親希望者研修」という。）を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

○厚生労働省令第十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十四日

厚生労働大臣　根本　匠

賃金構造基本統計調査規則（昭和三十九年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調査事項）	（調査事項）
第五条　調査は、次の各号に掲げる事項について行う。	**第五条**　調査は、次の各号に掲げる事項について行う。
一　（略）	一　（略）
二　調査労働者に関する次に掲げる事項	二　調査労働者に関する次に掲げる事項
（削る）	イ　氏名又は労働者の番号
イ～カ　（略）	ロ～ヨ　（略）
ヨ　通勤手当（前条第一項第三号に掲げる産業に属し、常用労働者九十九人以下を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者及び同項第七号、第十号、第十一号、第十二号、第十四号若しくは第十六号に掲げる産業又は同項第九号のうち物品賃貸業に属し、常用労働者二十九人以下を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者に限る。）タ及びレにおいて同じ。	タ　通勤手当（前条第一項第三号に掲げる産業に属し、常用労働者九十九人以下を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者及び同項第七号、第十号、第十一号、第十二号、第十四号若しくは第十六号に掲げる産業又は同項第九号のうち物品賃貸業に属し、常用労働者二十九人以下を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者に限る。）レ及びソにおいて同じ。
五　養親希望者が法第二十六条各号のいずれにも該当しない者であること及び養親希望者の同居人がある場合にあっては、当該同居人が同条第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であること	五　養親希望者が法第二十六条各号のいずれにも該当しない者であること及び養親希望者の同居人がある場合にあっては、当該同居人が同条第二号から第四号までのいずれにも該当しない者であること
六　（略）	六　（略）
2　法第二十四条第二項の規定による確認は、申込書のほか、次に掲げる書類により行うものとする。	2　法第二十四条第二項の規定による確認は、申込書のほか、次に掲げる書類により行うものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　養親希望者が法第二十六条各号のいずれにも該当しない者であること及び養親希望者の同居人がある場合にあっては、当該同居人が同条第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であることを証する書類	五　養親希望者が法第二十六条各号のいずれにも該当しない者であること及び養親希望者の同居人がある場合にあっては、当該同居人が同条第二号から第四号までのいずれにも該当しない者であることを証する書類
3　（略）	3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。